

[事案 2019-340] 特定状態保険金支払請求

・令和2年10月21日 和解成立

<事案の概要>

定期保険特約がリビング・ニーズ特約の適用とならないことを不服として、定期保険特約を含めた特定状態保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に余命6ヶ月以内との告知を受けたので、平成2年6月に契約した定期保険特約付終身保険について、リビング・ニーズ特約にもとづき特定状態保険金の請求準備を進めていたところ、終身保険部分にはリビング・ニーズ特約が適用されるが、定期保険特約は満了日の1年以内であるため適用されないと説明された。しかし、以下の理由により、定期保険特約についても特定状態保険金を支払ってほしい。

- (1)平成30年9月の契約内容通知文書には、リビング・ニーズ特約の保障額欄に「死亡保険金額の範囲内で前払請求が可能」と記載されていた。
- (2)募集人は、平成30年12月から1ヶ月半の間、定期保険特約部分にリビング・ニーズ特約の適用がないことを、配偶者に知らせずに手続きを進めていた。少なくとも、もう1ヶ月早く説明すべきであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約内容通知文書は保険契約の内容を簡単に知らせるためのものであり、約款の内容全てが網羅されているものではない。同文書の下部には、「約款をご覧ください」と記載しており、約款には、定期保険特約の満了1年前の契約応当日以降はリビング・ニーズ特約の適用はない旨記載されている。
- (2)仮に1ヶ月早く定期保険特約についてリビング・ニーズ特約の適用がないことを説明していたとしても、約款の規定により、リビング・ニーズ特約は定期保険特約に適用されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、請求に際しての状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者、募集人および営業所長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、リビング・ニーズ特約にもとづく、定期保険特約についての特定状態保険金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)平成30年12月に、申立人配偶者が募集人に対して、リビング・ニーズ特約にもとづく特定状態保険金の請求手続を依頼し、平成31年1月中旬に、募集人が申立人の配偶者にリビング・ニーズ特約の診断書用紙を交付し、その1か月後の申立人宅の訪問日に、定期保険特約部分が特定状態保険金に加算されない旨を説明したことには争いはない。
- (2)募集人および営業所長は、訪問日に定期保険特約部分が加算されないことを知ったとのことであるが、請求の相談を受けた募集人が、請求可能な特定状態保険金額を確認すること

なくリビング・ニーズ特約の診断書用紙を交付したことは軽はずみな行為といえ、申立人が重篤な疾病により相当の不安をかかえている状況に鑑みれば、募集人は、約款を確認するなどして特定状態保険金の正確な金額をすみやかに伝えることが望ましかったといえる。

- (3) 契約内容通知文書には、定期保険特約部分が特定状態保険金に加算される期限等は記載されていないので、文書を見た契約者が、特定状態保険金に、定期保険特約も当然含まれると思うことも、やむを得ないと思われる。